

別添3

設例による具体的な課税関係の概要

設例 夫 ———— 妻  
           A          B  
 保有者 = 夫                      保険料負担者 = 夫                      既払込済保険料の額 10万円  
 運転者 = 夫                      被保険者死亡の損害額 = 1億円  
 契約者 = 夫                      相手方過失割合 = 60%

死亡者	保険金受取人	取得保険金額 万円	課税分金額 万円	税目	摘 要
夫	妻 A B	5,000 2,500 2,500	2,000 1,000 1,000	相続税 " "	損害賠償金と認められる人身傷害補償保険金の部分は、相手方過失割合に応じた保険金額（6,000万円）×各人の取得保険金額 / 各人の取得保険金額の合計額（1億円）により計算。課税される金額は、取得保険金額から上記による計算額を控除したものである。 妻 6,000万円 × 5,000万円 / 1億円 = 3,000万円    5,000万円 - 3,000万円 = 2,000万円（課税分金額）
妻	① 夫 A B	5,000 2,500 2,500	1,470 515 515	所得税 贈与税 "	<p>A及びBが自賠法上の被害者直接請求権（1,500万円）を有するため、次による。</p> <p>1 自賠責保険金相当額の計算                      自賠責保険金相当額（1,500万円）に、A及びBが取得した保険金額の合計額に占めるA又はB各人の取得した保険金額の割合を乗じて計算。                      ①の場合 A⇒1,500万円 × 2,500万 / (2,500万円 + 2,500万円) = 750万円（Bも同様）                      ②の場合 A⇒1,500万円 × 600万円 / (600万円 + 400万円) = 900万円    B⇒1,500万円 × 400万円 / (600万円 + 400万円) = 600万円</p> <p>2 自賠責保険相当額を除く各人の取得保険金額の計算（各人の取得した保険金額から、上記1の金額を控除）                      ①の場合 A及びB⇒2,500万円 - 750万円 = 1,750万円    夫 5,000万円                      ②の場合 A⇒600万円 - 900万円 = 0（差額300万円は、夫への贈与）    B⇒400万円 - 600万円 = 0（差額200万円は、夫への贈与）                      夫の取得した保険金額9,000万円のうち500万円は、別途、A及びBからの贈与により取得したものであるため、夫の取得保険金額は、8,500万円（夫には、別途、贈与税が課税される。）</p> <p>3 各人毎の相手方加害者からの損害賠償金相当額の計算                      相手方からの損害賠償金額（6,000万円）に、上記2の各人の保険金額の合計額に占める各人の保険金額の割合を乗じて、各人別の相手方加害者からの損害賠償金相当額を計算                      ①の場合 A及びB⇒6,000万円 × 1,750万円 / (5,000万円 + 1,750万円 + 1,750万円)    1,235万円                      夫⇒6,000万円 × 5,000万円 / (5,000万円 + 1,750万円 + 1,750万円)    3,530万円                      ②の場合 夫⇒6,000万円 × 8,500万円 / 8,500万円 = 6,000万円                      （注）A及びBは、上記2の取得保険金額が0であるため、相手方加害者からの損害賠償金相当額はない。</p> <p>4 各人毎の課税される保険金額の計算（上記2の取得保険金額から、上記3の損害賠償金相当額を控除）                      ①の場合 A及びB⇒1,750万円 - 1,235万円 = 515万円    夫⇒5,000万円 - 3,530万円 = 1,470万円                      ②の場合 夫⇒8,500万円 - 6,000万円 = 2,500万円</p> <p>5 所得税（一時所得）課税の場合の所得の金額の計算                      一時所得の金額の計算上控除する保険料の金額については、所得税法第34条第2項に基づき、所得税法基本通達34-4に準じて計算するので、所得税（一時所得）課税の場合の所得の金額は、次のとおりとなる。                      ①の場合（夫の一時所得の金額） 1,470万円 - 10万円 × 1,470万円 / (1,470万円 + 515万円 + 515万円) - 50万円 = 14,141,200万円                      ②の場合（夫の一時所得の金額） 2,500万円 - 10万円 - 50万円 = 2,440万円</p> <p>（注）A又はBが死亡し、夫や妻が保険金を取得した場合も上記と同様に計算する（妻は、自賠法上の被害者直接請求権を有する。）</p>
	② 夫 A B	9,000 600 400	2,500 0 0	所得税 贈与税 "	
同乗の他人	左の相続人	10,000	(500)	贈与税	原則として、取得した保険金額の全額が非課税となる。ただし、損害賠償請求をした場合に好意同乗者減額される金額（設例では、500万円）に相当する部分は、贈与税の課税。保険金請求権者各人の課税分は、好意同乗者減額される金額に、各人の取得保険金額の合計額のうち占める各人の取得保険金額の割合を乗じて計算する。